

## 議会運営委員会

令和2年11月20日（金曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（7名）

委員長	相馬剛	副委員長	齊藤誠之
委員	山形紀弘	委員	中里康寛
委員	田村正宏	委員	鈴木伸彦
委員	玉野宏		

### 欠席委員（1名）

委員 眞壁俊郎

### オブザーバー（2名）

議長	吉成伸一	副議長	松田寛人
----	------	-----	------

### 説明のための出席者

市長	渡辺美知太郎	副市長	片桐計幸
副市長	渡邊和明	総務部長	石塚昌章
産業観光部長	富山芳男	上下水道部長	磯真
教育部長	小泉聖一	総務課長	五十嵐岳夫
総務課長補佐	菊地直路	行政係長	佐藤吉将

### 出席議会事務局職員

事務局長	増田健造	議事課長	小平裕二
議事課長補佐 兼庶務係長	印南恵子	議事調査係長	佐々木玲男奈
主査	鎌田栄治	主査	飯泉祐司
主任	伊藤奨理		

### 議事日程

1. 開会
2. 挨拶

・委員長

・議長

・市長

### 3. 協議事項

#### (1)令和2年第5回那須塩原市議会定例会について

##### ①提出案件について

○市長提出案件……………36件

・同意案件 1件

・補正予算案件 8件

・条例案件 9件

・契約案件 2件

・指定管理者の指定案件 5件

・その他案件 4件

・承認案件 1件

・報告案件 6件

(即決案件)

(追加案件)

○議会提出案件……………1件

・条例案件 1件

(即決案件)

(追加案件)

##### ②議案に対する質疑・討論について

##### ③会派代表質問（通告会派1会派）について

##### ④市政一般質問（通告者15人）について

##### ⑤請願・陳情等の取扱いについて

○新規に受理した請願・陳情等……………1件（別紙請願・陳情等文書表）

##### ⑥会期及び会期日程について

○会期は11月27日（金）から 月 日（ ）までの 日間

○日程（別紙案）

#### (2)議会基本条例第11条に基づく計画等について

#### (3)那須塩原市議会の議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

#### (4)内部研修の日程について【取組No.18】

#### (5)12月議会後の議会活動について

#### (6)その他

### 4. 閉会

開会 午前10時00分

委員の皆様には円滑な委員会の進行をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

### ◎開会の宣告

○相馬委員長 おはようございます。

委員の皆様、そして、市長を初め執行部の皆様、何かと忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

### ◎議長挨拶

○相馬委員長 続いて、議長から御挨拶をいただきます。

吉成議長、よろしく申し上げます。

○吉成議長 皆さん、おはようございます。

委員長のほうからもお話がありましたけれども、季節的には、もう立冬を過ぎていますので、暦の上では冬なわけですが、ここ数日本当に驚くような暖かさが連日続いています。ちょっと冬という感じがしないなと思うんですが、そんな中、やはり委員長のほうからもお話がありましたけれども、新型コロナウイルス感染症第3波といわれるような波になっているんだなということを感じるわけですが、裏を返せば、当然我々の社会経済活動が、また元に近づいてきている。それから、PCR検査の数も以前から見れば相当数増えてきているわけです。それで、感染者数が減るということはあるわけですよ。そこを我々正しく判断をしないといけないんじゃないかなと、そんなように思います。

とは言っても、昨日、小池東京都知事が、5つの小ということで、ぜひ都民の皆さんにお願いしますということで、5つの小を出しました。会食時には、なるべく短時間で、ですから、短時間ということは、小一時間ということです。それから、少人数でしたか、あと、小皿、それから、小声、それと、小まめな換気、覚えられなくてすみません。ただ、そういうことを我々もやっぱり意識をしながら、新しい生活様式といいますが、そういったことをしっかりと取り入れていきたい

### ◎委員長挨拶

○相馬委員長 私の通勤道路にイチョウ並木がございまして、今朝はその歩道に落ち葉がぎっしり積もっておったところでございます。例年どおりの冬の前の風景かなというふうに思いながら来たところでございますが、今週、全国で11月の最高気温を更新しているというニュースもございました。この後、寒暖の差が大きくなっていくというふうに思いますが、体調管理には十分に注意していきたいというふうに思っております。

さて、新型コロナウイルス感染症でございますが、昨日全国で2,388人と、過去最高の新規感染者ということで報じられました。9月議会の前にも申し上げましたが、第1波のピークが4月26日、第2波のピークが8月10日、その間約およそ100日、それから、昨日がまた100日目ということで、第3波でないだろうかという思いもいたしますが、私たちとしましては、基本の室内の換気であり、マスク着用を徹底していきたいというふうに思っております。

本日は12月定例会における議会運営、議会基本条例第11条に関わる議決事件、さらには、今後の議会開催への対応などについての協議内容でございます。

と、そのように思います。

あっという間に12月になりました。いよいよ12月議会が始まるわけですが、今回も補正予算初め、大事な案件がたくさんありますので、皆様方には慎重な審議をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○相馬委員長 ありがとうございます。

---

◇

### ◎市長挨拶

○相馬委員長 次に、市長から御挨拶をいただきます。

渡辺市長、よろしく願いします。

○渡辺市長 本日は、令和2年度第5回那須塩原市議会定例会に係る議会運営委員会の機会をいただきましてありがとうございます。

今回の市議会定例会に御提案申し上げますのは、人事案件1件、令和2年度補正予算案件8件、条例の制定及び一部改正案件9件、契約の変更案件2件、指定管理者の指定案件5件、公共下水道への区域外流入案件1件、土地改良事業の施工案件2件、市道路線の認定及び廃止案件1件、専決処分と承認及び報告案件の7件の合計36件であります。

議案等の概要につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますが、いずれも大変重要な案件でありますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

また、議会基本条例第11条に該当する計画等の協議につきましても、この後、担当部長が説明いたしますので、御審議いただきますようよろしく願い申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。

○相馬委員長 ありがとうございます。

---

◇

### ◎協議事項

○相馬委員長 協議事項に入る前に、本日、眞壁委員より本日欠席する旨の連絡がございましたので、御報告いたします。

それでは、3の協議事項に入ります。

(1)令和2年第5回那須塩原市議会定例会について、まずは、①提出議案についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○石塚総務部長 改めまして、おはようございます。

それでは、令和2年第5回那須塩原市議会定例会に提案を予定しております市長提出議案につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

今回、提案を予定しております案件は、ただいま市長の挨拶の中で申し上げましたとおり36件でございます。各案件の取扱いにつきまして御審議をいただきますようよろしく願いを申し上げます。

なお、昨日の議員全員協議会におきまして説明をさせていただきました案件につきましては、本日の説明は省略をさせていただきたいというふうを考えております。

それでは、順次御説明を申し上げます。

初めに、同意第7号 那須塩原市副市長の選任についてでございます。本案は片桐計幸副市長が任期満了に伴い、令和2年12月31日をもって退任するため、その後任として、亀井 雄戦略推進局政策審議監を新たに副市長として選任いたしたく、地方自治法第162条に基づき議会の同意を求めるものであります。

次に議案第96号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）、次に、議案第97号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、次に、議案第98号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、次に、議案第99号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第4号）、次に、議案第100号 令和2年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）、次に、議案第101号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）、次に、議案第102号 令和2年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）、次に、議案第103号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上8件の令和2年度補正予算案件につきまして提出をいたしたいと思ひます。

次に、議案第104号 那須塩原市債権管理条例の制定について、次に、議案第105号 那須塩原市開発行為の許可の基準に関する条例の制定について、次に、議案第106号 那須塩原市税条例の一部改正について、次に、議案第107号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について、次に、議案第108号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について、次に、議案第109号 那須塩原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、次に、議案第110号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について、次に、議案第111号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について、次に、議案第112号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について、以上9件の条例の制定及び一部改正案件につきまして提出をいたします。

次に、議案第113号 契約の変更について、次に、議案第114号 契約の変更について、以上2件の契約の変更案件につきまして、提出をいたし

ます。

次に、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について、次に、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について、次に、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について、次に、議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について、次に、議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について、以上5件の指定管理者の指定案件につきまして提出をいたします。

次に、議案第120号 那須塩原市から大田原市公共下水道への区域外流入についての案件につきまして提出をいたします。

次に、議案第121号 土地改良事業の施行について、次に、議案第122号 土地改良事業の施行について、以上2件の土地改良事業の施工案件につきまして、提出をいたします。

次に、議案第123号 市道路線の認定及び廃止についての案件につきまして、提出をいたします。

次に、承認第14号 専決処分の承認を求むることについて〔令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）〕につきまして、提出をいたします。

次に、報告第31号 専決処分の報告について、これは契約の変更でございます。次に、報告第32号 専決処分の報告について、契約の変更、以上2件の契約の変更に関する専決処分の報告につきまして、提出をいたします。

次に、報告第33号から報告第36号までの4件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

初めに、報告第33号 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

本件は、令和2年7月2日、那須塩原市黒磯地

内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道湯街道2号線を走行していたところ、対向車を避けるために左側に幅寄せした際に、左側の前輪及び後輪が穴に落ち、タイヤ及びホイールを破損したものであります。

次に、報告第34号 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

本件は、令和2年7月19日、那須塩原市鍋掛地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道渡辺野間線を走行していたところ、路面の穴にタイヤが落ち、左前後のタイヤを破損したものであります。

次に、報告第35号 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

本件は、令和2年7月29日、那須塩原市三区町地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道西堀線を走行中、道路に開いた穴に左側の前輪及び後輪が落ち、タイヤ及び後輪を破損したものであります。

最後に、報告第36号 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

本件は、令和2年8月22日、那須塩原市共壱社地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、共英小学校が行ったPTA奉仕作業の際に、下草を刈払い機で刈り取っていたところ、はね上げた石が、相手側の運転する車両の左後部窓ガラスに当たり、ひびが入り割れる原因となったものでございます。

以上36件の案件につきまして、市議会定例会への提案を予定しております。よろしくお願いを申し上げます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。  
山形委員。

○山形委員 副市長の同意の第7号、同意の話なんです。片桐副市長が12月31日で御退任されるということで、新しい人事の同意のこの議案が出てきたんですが、12月に出した、上程してきた理由、3月でもいいんじゃないのかなというふうな気がします。こういうコロナ禍において、いろいろな考えがあるんですが、12月にこの時期に副市長の同意の案件を出してきた、その辺の理由を教えてくださいませんか。

○相馬委員長 市長。

○渡辺市長 現在、那須塩原市には、亀井審議監と関次長、この2人が国から出向しております。亀井審議監につきましては環境省、関次長につきましては、国交省から出向していただいております。現在、全国的に見ましても、国からの出向者というのは年々減少しております。その中でも特に環境省からの出向者というのは、非常に数が少なく、もともと小さい省庁、人が少ないというもありますし、また、環境省から出向していて、今回御同意いただければ副市長となるわけですが、環境省から出向している副市長というのは、ほとんどいない、まずいないといった事例になるかと思えます。元環境省とか、元環境省の市長とか副市長はいるんですけども、環境省の出向で、副市長という人材はいないと。ましてや、現在国内見ましても、環境省、小泉進次郎大臣、それから、さきの国会での菅総理の演説の中にも、2050年のCO<sub>2</sub>ゼロ宣言への取組ということをおっしゃっ

ておりましたので、今後、国内のニーズを見ましても、もともとそんなに人が多くない省庁で、さらに人材が不足してくるという状況であります。

そうした状況を考えますと、なかなかほかの省庁であっても、人を出向させてくれないかといっても、すぐにお返事をいただけるわけではないので、そうしたやはり国内の事情であったり、あるいは先方の事情を鑑みますと、やはりこの時期しかないなというふうに私は判断をさせていただきました。今、今回の御提案とさせていただきます。

○相馬委員長 山形委員。

○山形委員 今の貴重な人材の方が環境省から来るということでした。12月に出すということも分かります。3月に出そうかという、そういうふうな考えとかはなかったんですか。

○相馬委員長 市長。

○渡辺市長 現在、亀井審議監、一応2年ということになっておりますけれども、御同意いただけるなら、彼は現在2年ということですが、1年だけで副市長の任期を終えるというのも非常に短いと思っております。そうした意味で、環境省と今後交渉して、できる限り任期の期間に近づけられるような任期にできないかと、そういったことも交渉しなきゃいけないという、あまり悠長にできないなということで、12月に今回提出させていただきます。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 続いて、即決案件はございますか。  
総務部長。

○石塚総務部長 では、即決の取扱いをお願いしたいものが4件ということで考えてございます。

まず、同意第7号 那須塩原市副市長の選任についてでございます。

本案につきましては、人事案件でございますの

で、即決としてお願いをいたしたいというふうに考えております。

次に、議案第110号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

本案につきましては、令和2年人事院勧告に基づいて改正される給与法に準じて関係条例の一部を改正ものをごさいます。12月に支給する期末手当の支給月数を0.05か月分引き下げるための対応が必要であると、そういったことから、即決としてお願いをしたいというふうに考えております。

なお、国において、現時点で給与法の成立がなされておられません。改正法の施行日が国のほうでは11月30日というふうに決めておりますが、であることから、この本条例改正案の採決日につきましても、議事の運営上、即決扱いになるかどうかというのは、私どもではちょっと分かりかねますが、11月30日となるような御配慮をいただければ大変ありがたいというふうに考えております。

ただ、今後国の法案成立の状況を見極めながら、仮に、例えばそれよりも早く国のほうの法案が成立するようであれば、27日のいわゆる開会日の即決の取扱いというふうにさせていただければありがたいというふうにお願したいというふうに考えております。ちょっと分かりにくい説明で大変恐縮です。

次が、議案第121号 土地改良事業の施行についてでございます。

本案につきましては、災害復旧事業を実施する際に必要となる応急工事計画につきまして、現時点で議会の議決を得ていないことから、土地改良法上の法的要件を早急に満たしたいということで、即決してお願いをいたしたいと思っております。

なお、本案につきましては、令和元年に発生した災害の復旧にかかる応急工事計画について議決を受けるものをごさいます。本来であれば、令

和元年中に議会へ提出し、議決を受けるべき事案であったものでございます。改めまして、追認という形の議案となってしまったことに対してまして、おわびを申し上げます。今後、このような事案が生じることのないよう、法令の遵守を徹底してまいりたいと考えております。大変、これにつきまして申し訳ございませんでした。

次に承認第14号 専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）〕でございます。

本案につきましては、専決処分の承認を求めるものでございまして、即決をお願いをいたしたいと思っております。

以上、4件ということをお願いできればというふうに考えております。

以上でございます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの即決案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明がありました同意第7号の同意案件1件、議案第121号その他の案件1件及び承認第14号の承認案件1件の計3件を即決扱いとするとともに、議案第110号の条例案件1件については、今回での審議状況を踏まえ、即決扱いまたは委員会付託を省略し、11月30日に採決を行うこととするので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、ただいま即決案件等の要件及び報告案件6件を除く26件の議案につきましては、各常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

総務部長。

○石塚総務部長 追加案件といたしまして、5件を予定しているところでございます。その5件ともに専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解の案件になる見込みでございます。

専決処分の報告につきまして、本定例会の会期中に、この5件について示談の見込がございますので、市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、示談が調った場合には、追加議案として提出をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの追加議案の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑がないようですので、追加案件の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明がありました追加案件が提出された場合には、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、追加予定されているものはございますか。

課長。

○小平議事課長 議会提出案件ですが、発議案件1件を予定してございます。

発議第11号 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

でございます。

市の職員と同様に、人事院勧告に準拠するもので、令和2年12月支給分の期末手当を0.05か月分減額するとともに、令和3年度以降の支給率を変更するものでございます。

なお、執行部提出議案の議案第110号と同様に、国の審議状況を踏まえまして、委員会付託を省略し、初日に即決、または、初日は提案のみとして30日の月曜日に質疑、討論、採決することをお願いできればと思っております。

以上の1件が議会提出案件でございます。よろしくお願いたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの1件について、初日に上程し、執行部案件と同様に即決扱い、または委員会付託を省略し、11月30日に採決を行うことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出の追加案件はございますか。

課長。

○小平議事課長 追加案件でございますが、この後、請願・陳情等の取扱いと委員会付託についてで説明がございしますが、今定例会に合わせて、1件の陳情書の提出がございました。取扱いによりまして審査になった場合、その結果によりましては、意見書の提出の1件が予定されます。

以上でございます。

○相馬委員長 ただいま事務局から説明がありまし

たとおり、陳情の審査結果によりましては、意見書の提出が予想されます。その場合には、最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり、一問一答方式により行い、時間は1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてでございますが、こちらも先例のとおり、1議題につき1人10分以内、賛成、反対各5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③会派代表質問についてお諮りいたします。今回、1会派から通告がございします。質問の方法については、さきの委員会で決定したとおり、答弁を含め1会派70分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、④市政一般質問についてお諮りいたします。

今回、15人の通告者がございします。質問の方法については、さきの委員会で決定したとおり、答弁を含め1人60分以内とし、質問日については受

付順、質問日における質問順については通告時受付時の抽せん結果によるとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑤請願・陳情等の取扱いと委員会付託についてを議題といたします。内容等について事務局から説明をお願いします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、文書表に基づき説明をさせていただきます。

今、御通知を申し上げましたので、そちらを御覧いただければと思います。

1件の提出がございまして、受理年月日は11月17日となっております。

陳情者ですが、栃木県社会保障推進協議会でございます。

内容でございますが、件名の欄にありますように、国に対して、妊産婦医療費助成制度を創設するよう議会から意見書を提出していただきたいという陳情となっております。

2枚目といたしまして、陳情書の写し、それから、3枚目として提出いただきたい意見書案をつけてございますので、こういった陳情が提出されたものでございます。

説明は以上でございます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

取扱いについてお諮りいたします。

まず、陳情第7号についてどのように取り扱うか御意見はございますか。

中里委員。

○中里委員 取扱いについては、福祉教育常任委員会に付託して、取り扱うのがよろしいかというふうに思います。

○相馬委員長 ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ほかに意見がないようですので、陳情第7号については、福祉教育常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑥会期及び会期日程についてを議題といたします。

別紙日程案がありますので、事務局から説明をお願いします。

課長。

○小平議事課長 それでは、令和2年第5回那須塩原市議会定例会会期日程について御説明申し上げます。

会期につきましては、11月27日金曜日から12月17日木曜日までの21日間を予定してございます。

11月27日金曜日開会、会期の決定、議案の提案説明、即決議案採決、即決議案につきましては、先ほど総務部長から説明がございました同意第7号、議案第110号、議案第121号、承認第14号を予定してございます。

28、29日の土日休会を挟みまして、30日月曜日、会派代表質問1会派、12月1日火曜日から3日木曜日の3日間、市政一般質問をそれぞれ4人ずつ、4日金曜日につきましては、市政一般質問3人、その後議案質疑、議案の関係委員会付託、陳情の関係委員会付託を予定してございます。

5日、6日、土日休会を挟みまして、7日月曜日から10日木曜日の4日間を委員会とし、11日金曜日から12、13、14、15の月火の休会を挟みまして、16日水曜日は、午前10時から予算常任委員会の全体会議、午後1時30分から定例会中における議員全員協議会を予定してございます。

17日木曜日、各委員長報告を経まして、質疑、討論、採決、閉会となります。

なお、討論通告の締切りにつきましては、10日木曜日の午後5時を予定してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○相馬委員長** ただいま事務局から説明がありましたが、改めて申し上げます。

会期については別紙案のとおり、11月27日金曜日から12月17日木曜日までの21日間とし、会派代表質問については11月30日に、市政一般質問15人については12月1日から3日までの3日間に4人ずつ、4日は3人とし、議案質疑は4日金曜日の一般質問終了後に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○相馬委員長** 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、討論通告書の提出期限については12月10日木曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○相馬委員長** 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

先日の委員会において、各常任委員会は1日ずつ議場で行うこととし、委員会中継を行うことと決定いたしました。総務企画常任委員会及び予算常任委員会第1分科会は7日月曜日、福祉教育常任委員会及び予算常任委員会第2分科会は8日火曜日、建設経済常任委員会及び予算常任委員会第3分科会は9日水曜日に、それぞれ議場で行うことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○相馬委員長** 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

なお、12月16日水曜日に午前10時から予算常任

委員会全体会を、午後1時30分から議員全員協議会の開催が予定されておりますので、お含みおきいただきたいと思っております。

以上で、(1)の協議事項は全て終了いたしました。次第にはございませんが、今定例会についてその他として執行部から何かございますか。

総務部長。

**○石塚総務部長** その他としまして、若干お時間をいただきたいと思うんですが、12月定例議会の執行部職員の出席の考え方につきまして、御報告をさせていただければというふうに考えております。

昨日の全協の中で、議運の委員長のほうから、12月定例議会の運営の考え方についてお話をいただいたところでございますが、それを受けまして、12月議会の執行部職員の出席につきましては、この新型コロナウイルス感染症拡大防止というのを最大限図る必要があるだろうという観点から、基本的には9月議会の対応と同様の形というふうに考えております。基本的には、関係する職員のみ出席というふうに考えておりますが、議会の開会日並びに閉会日につきましては、関係する職員全職員が出席という方向で考えております。いわゆる開会日、閉会日につきましては、全員参加で、それ以外につきましては、議案に関係する、質問に関係する職員の出席という考え方でございますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

以上でございます。

**○相馬委員長** ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

**○相馬委員長** 委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

**○相馬委員長** ないようでしたら、次第(2)に入る前に、執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に関わる計画、協定等について執行部から内容の説明をいただいた上で、議決または報告とするか決定をいたします。

なお、協議案件については、執行部から報告として上がってきた案件につきまして説明を求め、決定をみたいと思います。

本日、産業観光部、上下水道部、教育部から3件の案件がございます。

まず、産業観光部の案件を協議いたします。事業継続力強化支援計画を協議いたします。

執行部から説明をお願いします。

部長。

○富山産業観光部長 それでは、事業継続力強化支援計画の策定について、御説明させていただきます。

まず、1番目の計画策定の目的及び背景でございますが、事業継続力強化支援計画につきましては、小規模事業者支援法に基づきまして、商工会が関係市町と共同して事業継続と強化を支援する計画を作成し、都道府県の認定を受けるものでございます。

また、この目的でございますけれども、那須塩原市商工会及び西那須野商工会が、地域の事業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、市と一体になって取り組む事業者の持続的発展を目指すものでございまして、次の3つを目標としております。

まず1つ目ですけれども、小規模事業者が取組

可能な事業継続力強化の提案と支援。速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立。被害の把握、報告ルートの確立、こちらを目標として定めるものでございます。

2番目の計画の概要でございますが、事前対策として、地域内事業者に対する自然災害と事業継続リスクの周知方法や、あとは損害保険、共済制度への加入の促進など、あとまた、事業者BCPの作成支援や、災害発生時の指揮命令系統、連絡体制や被災事業者に対する支援などを記載する予定でございます。

3番目の計画期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

市民等への効果及び影響でございますが、両商工会と小規模事業者が持続継続力強化を図ることで、災害リスクを最小限に抑えた復旧、復興を早め、市民の生活必需品を安定的に提供できるものと思っております。

市民参画の有無及び内容でございますが、パブリックコメント等は実施しておりません。

総合計画の位置づけでございますけれども、基本施策6の3、商工業を活性化させる。具体的な施策としまして、地域経済を持続的に発展させるといったところに位置づけるものでございます。

関係法令及び上位計画でございますが、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づくものでございます。上位計画はございません。

議会への対応及び事由でございますけれども、本計画につきましては、那須塩原市商工会、西那須野商工会及び本市が協働して事業継続力強化支援事業の計画を策定しておりますが、その内容につきましては、両商工会が自然災害に対し、事前防災・減災の対策や、発生後の応急・復旧等につ

いて計画しており、市との関わりは役割分担などの調整が主となっているものでございます。

また、この計画の認定を受けますと、中小企業信用保険法の特例を受ける、融資を受けられることになるものであるものから、議員全員協議会での報告事項とさせていただきたいと考えているところでございますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

説明としては以上でございます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければここで、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部の提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 本案件については、報告案件とすることに決しました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○相馬委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、上下水道部の案件について協議いたします。

那須塩原市公共下水道ストックマネジメント計画を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

部長。

○磯上下水道部長 それでは、那須塩原市公共下水道ストックマネジメント計画の策定について、御説明を申し上げます。

まずこちらの計画ですけれども、1番の計画策定の目的及び背景にありますように、那須塩原市の下水道施設につきましては、供用を開始して既に40年以上経過しておりまして、老朽化が著しいというふうなことで、それに伴いまして、リスクも増大しているというふうなことでございます。そのため、リスクの評価と優先順位づけを行った上で改修を行うというふうなことのための計画でございます。

この計画の概要でございますけれども、水処理センター、黒磯と塩原に2か所ありますけれども、そちらの処理場、あとはポンプ場、ポンプ施設と下水道管路を含めまして、全体の施設の点検調査、あと改築の計画を行いまして、今後の老朽化の進行状況を考慮しまして、長期的な視点で優先順位づけを行った上で実施していくものでございます。

計画期間は来年令和3年度から令和7年度までの5年間になります。

こちらの計画ですけれども、ちょっと飛びまして、上位法としましては、下水道法と上位計画につきましては、下水道中期ビジョンという10か年間の計画がございます。

8番の上位計画の議決時期ですけれども、第1

期の下水道中期ビジョンにつきましては、平成23年4月策定ということで、議会基本条例の制定前でしたので、議決を行っておりませんでした。今回10年たちまして、現在見直しを行っているところでございます。第2期の下水道中期ビジョンが今年度策定を行いまして、来年3月の議会に議決案件として付議する予定でございます。

こちらのストックマネジメント計画につきましては、来年度から、社会資本整備総合交付金の交付を受けるために必要な計画でございます。来年度の2月の議員全員協議会で報告をするというふうな取扱いをお願いできればと思っております。その後速やかに県と協議を行いまして、年度中には国のほうに提出が必要な計画となっておりますので、そのような取扱いで御審議いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

中里委員。

○中里委員 この下水道ストックマネジメント計画、上位計画に当たります中期ビジョン、第1期、第2期とありますが、このストックマネジメント計画が第1期と第2期、これはどちらのビジョンを踏襲しているような計画となっているのか、伺いたいと思います。

○相馬委員長 部長。

○磯上下水道部長 このストックマネジメント計画というのは、今後の改修の計画というふうなことでございまして、第1期の中期ビジョンのほうでも、必要な改修を行っていくというふうな大きな方針は出てございます。ただ、そのときには、ストックマネジメント計画というふうなものではなくて、長寿命化計画という計画がございました。

以前は、水処理センターとか、あとは管路施設、それがそれぞればらばらに5か年間の計画をつくって、実施していったところなんです。ただ、それですと、どこかの施設が故障したんだけど、こっちはまだ使えるとか、そういう全体的なリスク管理の上での改修をしてこなかったという反省点がございまして、国のほうでは、全ての施設の優先度合いを勘案した上で計画をつくりなさいというふうなことで改められました。その計画をストックマネジメント計画というふうなことで、来年度の補助事業からはその計画に基づいて補助を実施していくというふうなものでございます。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。

中里委員。

○中里委員 そうすると、第1期も第2期もどちらも踏襲しているという内容だということで、速やかに国のほうに提出して、交付金を受けるような段取りを取りたいということですが、具体的に何月ぐらいに提出をするというふうに考えているのか。

○相馬委員長 部長。

○磯上下水道部長 2月の全員協議会のほうで報告をいたしましたらば、すぐに県のほうと協議に入りまして、国のほうには3月には提出をしたいというふうなことで予定しております。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 それではここで、議員間討議に入ります。討議すべき点はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 なければ、委員から御意見はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございません。

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 本案件については、報告案件とすることに決しました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩といたします。併せて10分間休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、教育部の案件について協議いたします。

第77回国民体育大会馬術競技会場整備に関する協定を協議いたします。

執行部から説明をお願いします。

部長。

○小泉教育部長 それでは、教育部のほうから、第77回国民体育大会馬術競技会場整備に関する協定について、説明のほうをさせていただきます。

協定の締結先につきましては、地方共同法人であります地方競馬全国協会、今回国体の会場、馬術会場として、地方競馬教養センター、こちらの会場を借りることに関しての協定ということになります。

協定の内容につきましては、会場整備に当たっての施工区分、費用負担施設の維持管理、財産権

の帰属、損害賠償等の基本的事項を定めさせていただくものになっております。

協定の締結の目的なのですが、会場の整備工事、地方競馬教養センター、こちらのほうの整備工事の着手に当たりまして、円滑な推進を図るため、また、整備後、大会実施後のトラブル、こういうものを防止する観点から、具体的な内容について合意しておくことが必要ということになっております。

特記事項というところに記載のほうさせていただいているわけなんですけれども、国体の会場の選定、これに当たって、地方競馬教養センターこちらを借りるに当たって、この教養センターのほうを管理しています地方競馬全国協会のほうから、条件というものが付されております。協会側では、金銭的な費用は一切負わないと、この教養センターのほうで国体を開催するという主催者ではないというところなんです。それから、この大会の主催者になります栃木県、那須塩原市が教養センターへの業務の影響が最小限であるように必要な措置を取ってくれというところが条件ということで、会場の提供のほうは承諾されているというようなことから、この辺のところを具体的に、今回協定の中で記していきたいというものでございます。

施設整備については、仮設の施設ということで、市が県から10分の10以内ということなんです、補助金を頂いて、仮設の施設を整備するというようなことになっております。このことから、地方競馬全国協会のほうでも、費用負担は発生しないということになっております。

平成28年度に会場地をこの教養センターに決定ということで、県のほうで最終的に決まったというところで、細かいところを詰めながら進めている中で、協定案のほうをこの後トラブルのないように取り交わしておきたいというところでござい

ます。

内容については以上ということになりますけれども、工事に当たっての相手方の内容について、後々トラブルが起きないように、合意をしておくという協定になっていることから、協定については、協定する前に内容のほう、議員全員協議会で報告のほうさせていただいて、進めさせていただければと思っております。御審議のほうよろしく願います。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 直接的な質疑にならないと思いつつも、質疑させてもらいますけれども、コロナの影響といった問題とか、会期延期とか、そういったところは今、こういうことについては、しっかり検討されていたりしていますか。

○相馬委員長 今回の協定の内容についてということでもよろしいですか。

○鈴木委員 それについて関連したとお返事してくればいいです。

○相馬委員長 答弁をお願いします。

○小泉教育部長 国体の会期自体は2年後ということなんですけれども、会期自体は2年後の10月、ただ、それ以前に、リハーサル大会、これが行われるのが同じ2年後の6月に予定されています。そのリハーサル大会開催までの間には、会場のほうの整備をしなくてはならないということで、来年度整備のほうに当たるわけなんですけれども、現時点では、来年の国体、それから、その次の年が栃木国体ということなんです、今のところ、国のほうでも予定どおりということを進めるといって、確実に開催できるように準備をしたいということでもございます。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。

山形委員。

○山形委員 これ、協議を締結すると、期間はどのくらい、いつからいつまでというふうな協定の期間はもう定めてありますか。

○相馬委員長 部長。

○小泉教育部長 期間については、最終的には、これから工事を着手してから、実際に大会が終わって、仮設競技会場ということなんで、会場の復旧というところまでの期間ということで、期間についても、最終的にどこまで復旧をしておけばいいかと、日にちのほういつまでにやればいいのかということも協議をして決定をしていきたいということでも考えております。2年後国体が終わってから復旧工事を含めた日程等期日ということになっております。

○相馬委員長 山形委員。

○山形委員 先ほど、観客席の仮設の設備とかありますと、そういうふうな答えだと思うんですけども、全部、協定が終わった後には元に戻すような形で、最初の元に戻したのにしてから、お返しするという形になるんですか。それまで含めた協定なんですか。

○相馬委員長 部長。

○小泉教育部長 今回、県のほうから、この会場の整備に当たって、10分の10以内ということなんです、これがもらえるというのが、あくまでの仮設の施設ということなんで、現状、今回整備したものを残すということになると、それは補助対象外になってくるということ、市の持ち出しになってしまうということがありますので、この費用負担のほうも、市のほうで考えれば、全て復旧工事が終わるといいうところまでを考えております。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 それではここで、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、本案件につきましては、報告案件とすることに決しました。

以上で、(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを終了いたします。

その他として、執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 委員から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 なければ、それでは、この後、議会側の案件に入りますので、執行部におかれましては、ここで退席をお願いいたします。

大変お疲れさまでした。暫時休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○相馬委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、次第(3)那須塩原市議会の議員の議員

報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、今、通知申し上げました発議の新旧対照表を御覧いただければと思います。

新旧対照表2枚ございまして、このまず1枚目でございますけれども、第5条で期末手当を定めているところでございます。期末手当は6月と12月の2回支給されることになっておりますが、本年度の6月につきましては100分の170で既に支給済みになっております。

今年度の期末手当を0.05月分削減する観点から、12月支給分の期末手当について、こちらの新旧対照表のとおり、現在100分の170となっている箇所について、100分の165と改正するものでございます。

併せて、来年度以降につきましては、6月及び12月の期末手当について、それぞれ現行よりも0.025月下げまして支給額を同じにする改正を行います。

それでは、次のページの第2条関係でございますけれども、一旦100分の170を100分の165に改正をした後、こちらは公布の日に施行いたしますが、令和3年4月1日付で、こちらの箇所につきまして、100分の165とあるものを100分の167.5に改正するという内容でございます。

説明につきましては、以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、本案件について、委員から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 御意見がないようですので、本案件については、お手元の資料のとおり、12月議会に上程することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に次第(4)内部研修の日程についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 こちらにつきましては、資料はございませんが、内部研修の日程につきまして、内部講師と調整を進めた結果について御報告申し上げます。

まず、上下水道部管理課のほうに依頼をいたしました企業会計についてですが、12月議会終了後12月22日13時30分から議場で行うことで調整をさせていただきました。

もう一点、栃木県の農業についてということで、渡邊副市長に依頼をした案件でございますが、1月20日、議員全員協議会の日でございますが、午前10時半から、こちらも議場で行うことで調整をさせていただきました。

以上御報告申し上げます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

1点確認なんですけど、前回の議運で約1時間半程度、90分程度というふうに決定したかと思うんですが、その旨、講師のほうの方にはお話をされているということよろしいですか。

係長。

○佐々木議事調査係長 おおむね1時間半前後でということでお伝えはしております。

○相馬委員長 分かりました。

ほかに質疑はございますか。

もう1点ですが、取組実行計画の中に、モニターの御意見をいただくことになってございますので、研修についても、内部研修について、モニターの方にも御参加いただけるような案内を出していただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

副委員長。

○齊藤副委員長 今、委員長の発言を受けて、広聴広報のほうで、1回モニターさんへ今定例会も案内を出すわけなんですけど、そこに内部研修の案内も一緒に入れたいと思います。

以上です。

○相馬委員長 ほかに質疑等ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、ただいまの説明のとおり実施することといたしまして、各議員に通知いたします。

次に、次第(5)12月議会の議会活動についてに入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、12月議会の議会活動について、案の御説明をさせていただきます。

1番の趣旨につきましては省略をさせていただきます。2番の活動方針について御説明をさせていただきます。

活動方針(1)から(4)までとなっております。まず(1)ですが、会議の開催に当たっては、会場の選定や換気の励行に3密を避けるように努める。併せて、ウェブ会議の活用も進めます。

(2)簡潔な説明と集中した審議により、会議時間の短縮に努めます。

(3)議員以外との一般市民との接触を伴う議会活動については、感染症蔓延防止の観点から、実施の適否を慎重に判断するものとします。また、実

施する場合には、感染症対策に万全を期するもの  
とします。

(4)視察の受入れについては、ウェブ会議を使用  
して行うものを除き、行わないものとします。視  
察の実施についても同様とします。

なお書きといたしまして、今後の感染状況を踏  
まえ、適宜活動方針の見直しを行うこととし、見  
直しを行うまでの間は本方針に基づき活動します  
という内容になってございます。

説明につきましては、以上でございます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、本案件について、委員の  
皆様から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 意見がないようですので、ただいま  
の説明のとおりとすることで、異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取  
り扱います。

次に、次第(6)その他に入ります。

まず、私からですが、先日の広聴広報特別委員  
会の下野新聞の記事等でも、ウェブ会議を行っ  
ていくというようなことを書いてありまして、現  
実に、この第3波がもし来た場合、实际的にウェブ  
会議をもっていかなければならないだろうとい  
うところもございますので、そのウェブ会議をす  
る上でのツールとして、Zoomを各議員のタブレ  
ットにインストールしていただけるようお願い  
していききたいというふうに思いますが、皆様  
から御意見をいただければと思います。

〔「なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 よろしいですか。

現在、フェイスタイムを使っているところだ  
と思うんですが、使い勝手も含めて、Zoomも同  
時に使えるように、Zoomのインストールを全  
議員にお願いしていききたいというふうに思  
います。

それでは、そのZoomを使った会議のやり方  
について、各常任委員会で一度試行的にお願  
いしたいというところもございまして、各常  
任委員会へ議会運営委員会からお願いをし  
ておくということによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 そのように各常任委員長のほう  
にお伝えしたいと思います。

続いて、もう1点、本日の上程されました  
議案第121号についてでございます。いわゆる  
追認議案ということになりまして、先ほど執  
行部から説明があったとおり、初日上程、即  
決案件ということに決しているところでござ  
います。

これにつきまして、2年前の9月にも同様  
に案件があり、その際に、議会から事務執  
行の適正な運用を求める決議ということで、  
議会運営委員会において発議をしまして、  
議決を見ているというところがございます。  
全く同じ内容で、今回も追認議案について  
も同じ内容でございますので、本委員会と  
しては、再度同じこととなりますが、その  
事務執行の適正な運用を求める決議という  
ものを発議として提出したいというふう  
に考えておりますが、皆様から御意見を  
いただければと思います。

〔「文書はないんですか」と言う人あり〕

○相馬委員長 内容については、今後でき  
れば正副委員長で。趣旨としては、結局、  
法的に議決を要するところになっておた  
んですが、それが議決をせず補正予算  
のみの議決となったんです。

〔「そういうことで意見を出すと、了解  
しました」と言う人あり〕

○相馬委員長 よろしいですか。

意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、そういった趣旨の決議文を正副委員長案として出させていただきます、それを、日程的に初日即決案件になっておりますので、当然初日に発議をいたしまして、議決をすることになるだろうと思うんですが、その後に発議をいたしまして、事務執行の適正な運用を求め決議を議会発議で行いたいというふうに思います。

これについて、議員全員協議会に諮る日程がございませんので、できましたら、27日、開会日の10時前に、議員全員協議会を議長にお願いしまして、議員全員協議会を開いていただきまして、そこで、全議員の了解を得た上で発議をさせていただければというふうに考えます。

そうした日程で提出するというので、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものといたしまして、そのように取り扱いをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

委員の皆様から何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどリモート会議の話が出たんですけども、どのレベルになったらそういうことが必要になるかということについては、今のところ具体的によく分からないので、市内にどれだけの発生したりだとか、そういうものがある程度ないと、どうするんだろうという感じとか、悶々とするので、ある程度、そういうことをやるのであれば、そういうことを決めておく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょう

か。

○相馬委員長 副委員長。

○齊藤副委員長 今度の常任委員会が1日だけではかの期間が空いているので、そこの1日を使って、一応模擬でやらせてもらえたらいいかなという話にしています。

〔「それは練習」と言う人あり〕

○齊藤副委員長 練習です。それをやらないと、委員会までが。

○鈴木委員 練習するということは、やるかもしれないというふうに思うんで、今の話よりも、準備はしておくけれども、まだどのレベルでやるということは決まっていないということですね。そこをはっきりしておいて、練習はいいと思う、了解なんだけれども、そのあとこういう、だって今、かなり多くなってきているので、この状況になったらやるよというの、そこまでやるなら決める。

○相馬委員長 議長。

○吉成議長 今の鈴木委員、のお話では、最終的には、議会BCPを発動するかどうかというところに、非常に大きな関係がありますので、実際には、当然議会BCPを発動したということになると、我々の動きはほぼほぼできなくなりますから、そんなところにウェブ会議で対応するしかありませんので、それに関しては、どうぞ役員会も開きますから、そこでの決定事項で取りあえずは決めていくということで、中でもこのレベルになったら、あのレベルになったらということは、ここではちょっと、当然委員長も含めて、皆さんにお伝え出来ません。そこで決めていきたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

○相馬委員長 やるとなったときに、できるようにまず練習をする。その練習をするに当たっては、Zoomのアプリをインストールしていただくよう要請していくと、そういったところでござい

す。

正副委員長会議において、今後その練習スケジュール等は各常任委員会をお願いするということです。もちろん本会議はウェブ会議はできませんので、よって委員会のウェブ会議ができるかどうかというところで進めたいというふうに思います。

ほかに。

副委員長。

○齊藤副委員長 事務局確認なんですけれども、一般質問が終わったら消毒しなさいと説明したのは課長でしたか。

〔「私です」と言う人あり〕

○齊藤副委員長 あれ、よく聞いていなかったと思うんで、やる人にみんなもう一回周知徹底していただいて、あと議長の切るタイミングと、ウェブをカットする場所もちょっと変わりますので、お辞儀してから切るのか、そこで終了といたしますと言ったらスパッと切らないと、拭いている姿勢が中継で流れるのも何ともシビアだと思うんで、そのカメラワークというか、そのチェックだけ決めていただきたいなと思っていたんですけれども、議長いつもすぱっと切るからいいんですけども、間違っただけ全体を映した瞬間に、しゅしゅっとなって質問者が拭いているのが映るのかっこ悪いから。

〔「一呼吸おいてということ」と言う人あり〕

○齊藤副委員長 だから、質問者の人はすぐやっちゃうんじゃないかと思っちゃって。やり方を考えておかないと。あと、物と紙と捨てる場所も用意しないとですね、すみません。

○相馬委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 齊藤委員の続きなんですけれども、代表者質問が一番最初だと思うんですけども、やはり一度全員を含めてなんだけれども、こんなふう

にここまでやりましようみたいな、実際具体的に議場でこのマイク拭いて、ここ拭いて、こうやって捨てるというのを実際実践することが、今回間違いないんじゃないかなど。

○相馬委員長 課長。

○小平議事課長 全協の中で、どういうふうな方法でやるかということ、示すような形で、やればいいと思います。

○相馬委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、次回の日程なんですが、今回は本来は今日予定していたんですが、こういう時間帯ですので、途中ですみません、事務事業評価については、今日入れるのを途中で外させていただきました。

次回の議会運営委員会は、事務事業評価のみで、1日行いたいというふうに思っております。この議会の日程も流れもありますので、その開会中に1回、それから、閉会後に12月中にもう一回で大体の事務事業評価については終わるだろうというふうに考えてございますので、次回の日程については再度正副委員長で打合わせをした上で、皆さんにお知らせをしたいと思いますがいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 次回の日程については、後日御連絡をさせていただきます。

ほかにございませんか。

副委員長。

○齊藤副委員長 ごめんなさい、モニター会議を同じ研修の日にするんですけども、議連の皆さんも、当時はいいと言っていたんですけども、これ1回だけで終わらそうと思ったんで、3月だちょっと皆さん日程的に来年度は、忙しいので、

12月にモニター会議を一旦開催するに当たって、議運の皆さんにも出席をしてもらえたらなと思ったので、ちょっとお諮りしてもらえたらどうかかなと思ひまして。

○相馬委員長 12月22日午前10時から、議会モニター会議を予定しております。これについて、当初の予定どおり、当初の予定は、広聴広報特別委員会が開催ということになるんですが、議会運営委員会としても出席するというようにしてございましたので、都合つけていただいて、御出席をいただければなというふうに考えてございます。

ほかに、委員から何かございますか。

○齊藤副委員長 研修といったら丸々1日です。午前中やって午後研修。

○相馬委員長 事務局から何かございますか。  
係長。

○佐々木議事調査係長 全協の質疑通告について、ちょっとお諮りさせていただければと思います。  
感染症蔓延を受けまして、出席者を減らすという観点から、ここ数か月の全員協議会につきましては、質疑について事前通告制で運用しているところでございます。ただ、議員の半数入替制もやめますし、本会議における執行部の出席者についても執行部の判断でという形にしているというところもございますので、全協の運営につきましても、以前のような形に戻してはどうか、つまり質疑の事前通告制は今後行わないという形に戻したらどうかというところで、御審議いただければと思います。

以上です。

○相馬委員長 全員協議会の質疑通告制についてでございますが、今、事務局から説明があったとおりでございます。これについて、委員の皆様から御意見はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 提案されたとおりがよろしいかと思ひます。

○相馬委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、全員協議会での質疑通告制は今後なしにするということによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 そのように決しましたので、そのように取り扱わせていただきます。

ほかに事務局から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

————— ◇ —————

#### ◎閉会の宣告

○相馬委員長 それでは、ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。  
大変お疲れさまでございました。

閉会 午前11時31分